

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

〔七番 高橋克也君登壇〕

○七番（高橋克也君） 自由民主党・県民会議、高橋克也でございます。議長のお許しをいただきましたので、大綱三点質問させていただきます。

本議会、知事説明にもありましたとおり、我が県の人口減少は今や待ったなしの状況であります。知事要旨の繰り返しになりますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、二〇五〇年に約百八十三万人まで減少することが見込まれており、このまま推移すれば、地域経済の縮小のみならず、社会インフラや行政サービスの維持が危ぶまれる極めて深刻な状況であります。知事のこの難局を打破し、次世代へ希望をつなぐという並々ならぬ決意に私も賛同いたします。私は政治活動の信念として、子供たちの命は必ず守る、そういう思いがあります。少子化時代、特に宮城県の合計特殊出生率の低い中においては、出生率増加に向けた取組はもちろんのこと、今生きている子供たちの命を守り、安全を確保していくことも同時に重要であると考えます。その上で、まずは大綱一点目、宮城県の安全・安心な子育て環境として、以下お伺いいたします。

まず、皆様に事実として認識していただきたい数字がございます。令和六年、全国でゼロ歳から十四歳までの貴い子供の命が二千六百四十七名失われました。これは減少傾向にあるとはいえ、いまだに不慮の事故がその上位を占めるという看過できない状況です。更に、児童虐待に関する児童相談所への相談対応件数は、全国で二十二万三千六百九十一件と高止まりが続く中、本県においても、令和六年度は四千二百二十六件と前年度より三百七十件増加しています。非常に憂慮すべき状況にあります。子供の命が失われる原因の約三割は未然に防げると言われています。この事實は、行政そして社会全体の努力が不足していることを突きつけていると感じています。CDR、チャイルド・デス・レビューは、一九九〇年代にアメリカにおいて、子供の死因解明から、その三割が虐待によるものだったという衝撃の事実をきっかけに、予防可能な死亡を減らす目的で始まりました。現在では虐待だけでなく、事故や自殺を含めた全ての子供の死亡事例に対し、多職種連携による検証がアメリカ全州で法制化されています。日本においても、令和五年三月に閣議決定された成育医療等基本方針において、CDRの体制整備について進める旨の明記がございました。そして先月、一月二十八日には、第三回制度のあり



える構造的な課題を浮き彫りにしています。学校でのいじめ、学業不振、進路への不安、家庭環境の問題、SNSを含む人間関係の悩みなど、複合的な要因が絡み合っていると考えられます。このような現状を踏まえ、宮城県においても子供の自死対策は喫緊の課題として認識されています。県では、早期からのリスク把握や適切な介入等により自死を未然に防止するとともに、地域の自主対応力の向上を図ることを目的として、具体的な対策を進めていることは理解しております。その一つが令和七年七月に設置された、こども・若者の自死対策について専門的知識を有する専門家チームです。このチームは、県立高等学校を主な支援対象とした支援者支援事業を開始し、学校現場の教職員など、子供たちに直接関わる支援者への専門的な知識やスキルを提供することで、学校全体の自死対応力を高めることを目指しています。しかし、過去最多を更新したという重い事実の前に、現在の対策で十分と言えるのか、改めて立ち止まって考える必要があるのではないのでしょうか。専門家チームによる支援は重要ですが、学校現場の多忙さや教員の精神的不安を軽減し、生徒一人一人に寄り添う時間を確保するための人的・物的資源の強化が不可欠です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充と質の向上も急務です。更に、学校内だけでなく、家庭や地域社会との連携を強化し、子供たちが抱える悩みを早期にキャッチできる多層的なセーフティネットを構築する必要があります。県として、社会全体で支える子供子育てを目指すという理念の下、小中高生の自殺者数五百三十二人という数字を、宮城からゼロにするという強い決意を持ち、抜本的な対策を講じるべきです。宮城県から子供たちの命を守るための具体的かつ実効性のある施策を、スピード感を持って展開していくことが今必要と考えますが、この数字を受け止め、現在の専門家チームの取組が変わっていくのか、お伺いいたします。

最後に、令和六年二月の定例会でも、いわゆる日本版DBS、デイスクロージャ―・アンド・バーリング・サービス、犯罪前歴開示の創設と自治体対応について質問をさせていただきました。そしてこのたび、子供を性暴力から守るための法律、子ども性暴力防止法として、ようやく令和八年十二月二十五日に施行される運びとなったことを、子供を持つ父親として、宮城県私立幼稚園PTA連合会の一人として、喜ばしい限りでございます。教育、保育、スポーツ、そしてその他子供に接する場での性暴力を防ぎ、未来を担う子供たちの心と体を守るための、まさに待望の法律ですが、このDBSの安

全・安心な運用を期待する一方で、極めて大きな懸念を抱いております。それは、二〇二二年度に運用が始まった教員性暴力等防止法に基づくデータベースに関する文部科学省の調査結果です。これには少し驚きました。調査によれば、私立学校法人等の約七一・九％が採用時にこのデータベースを生かしておらず、調査対象となった自治体や学校法人の六九・四％がデータベースを正しく活用していませんでした。更に驚くべきことに、四二・七％は利用登録自体をしていなかったという事実です。活用しなかった理由の多くが、義務と認識していなかったという認識の甘さに起因しています。まず、執行部に対し、この教員性暴力等防止法に基づくデータベースについて、県内の教育委員会や学校法人等での活用状況はどうだったか、明確にお答えいただけますでしょうか。その上で、DBSの制度を認知いただき、確実に現場に落とし込むためにも、以下お伺いいたします。

子供の安全・安心を確保するため、DBSの認定を受けた事業者を県民に最も身近な情報元である「みやぎっ子広場ホームページ」や県の子育て関連ページなど、あらゆる公的な広報媒体を積極的に活用し、分かりやすく告知・可視化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県が運営委託に関わる宮城県保育士人材バンクをはじめとした、公的な子供関連の人材紹介・あっせん事業においても、DBS制度とどのように連携し、採用希望者や事業者への注意喚起・啓発を徹底していくお考えでしょうか。制度の抜け穴をつくらないための具体的な連携策をお伺いします。

続きまして、大綱二点目、宮城県と仙台市の連携強化についてお伺いします。

昨年は選挙の年として多くの選挙がございました。仙台市、宮城県とも首長選挙が実施され、郡和子市長、村井嘉浩知事と両名が再当選されました。お互いがお互いの応援に入る仲のよさがある一方で、政策を進める中でお互いに意見をぶつけ合うことは、市民と県民のためになると語っております。仙台市選出の県議会議員の一人として、県民の半数近くが仙台市民という観点から、宮城県の課題は仙台の課題、仙台の課題は宮城県の課題として、どんどんぶつけ合ってほしい反面、重要な課題は両者の力を生かして解決してほしいと思います。改めて我が宮城県の持続的な発展と県民一人一人の幸福を実現するためには、中枢都市である仙台市との連携強化が不可欠であることは間違い

ありません。宮城県は広域自治体として県内全域の均衡ある発展を図る責務があり、一方の仙台市は政令指定都市としての独自の行政権能を持ち、県全体の牽引役を担っています。この二つの行政主体が真のパートナーシップを築き、県民益を最大化できるかどうかは、今後の宮城県の未来を左右すると確信しております。現在、広域的な課題、例えば少子高齢化、大規模災害への備え、国際競争力の強化といった喫緊の課題に対し、県と市が個々に対応しては、非効率かつ資源の分散を招きかねません。二重行政の解消やよりシームレスな行政サービスの提供を視野に入れ、一步踏み込んだ関係強化の実現を目指すべきです。そして仙台市が特別市に名のりを上げていることも検討していかねばいけません。については、知事並びに関係部局に対して、以下、お伺いいたします。

広域経済圏の形成と成長戦略の一体化について、仙台市は東北地方における経済の中心であり、その活力を県内全域に波及させることが重要です。特に国際的な競争力を高めるためには、県と市が一体となった戦略の立案と実行力が求められます。ナノテラスをはじめとする最先端技術、半導体企業誘致、バイオ産業、本議会ではコスメ産業も出てきましたが、今後の宮城の成長を牽引する分野において、県と市が共有する明確な成長戦略は存在するのでしょうか。国際的な企業・投資誘致や海外市場への進出支援に関して、県と市それぞれの強みを生かした共同アプローチをどのように展開していくお考えか、具体的な連携体制と目標をお示してください。

次に、災害対応における司令塔機能の明確化と広域連携体制の確保についてお伺いいたします。

東日本大震災から十五年、大規模災害発生時における県と市の連携は、県民の生命と財産を守るための最重要課題だと震災を経験した一人として認識しています。しかし、広域避難計画や物資調達、医療支援など、実動段階における権限や責任の境界線が不明確なままでは、初動の遅れや混乱を招く可能性があります。広域防災拠点の整備も進む中、十五年目の防災・減災に関する連携強化についてお伺いします。

大規模災害発生時、特に避難所の共同運営、帰宅困難者対策、医療機関の広域連携など、市民・県民に直結する分野における県と仙台市の連携やマンユアルの整備状況はどのようなになっているのでしょうか。広域防災拠点整備が進み、十五年の歳月がたち、

再度、防災・減災に対してどのような連携を行っているのか、お伺いします。

そして、防災庁誘致に関しては、仙台市と連携して取り組んでいくと思えます。実際に、仙台市郡市長、野田譲議長、村井嘉浩知事、佐々木幸士議長と誘致・要望に積極的に取り組んでいることも把握しておりますが、他自治体も同様に要望を進めている中で、改めて知事の決意をお伺いいたします。

子育て環境、医療、福祉といった住民生活に直結する行政サービスにおいて、仙台市とその他の市町村との間で、財源やマンパワーの差からサービス水準に格差が生じることが懸念されます。県民全体の安全・安心を底上げするためには、共通の政策基盤を持つことが重要です。特に、子供・子育て分野に関して、少子化が続く中でこそ均一なサービス提供が必要と感じています。しかしながら、昨年十一月議会予算特別委員会で質疑した外崎浩子議員が、独り親世帯に関する支援事業に関し、仙台市を除く自治体に支援するその理由・説明を問いました。志賀保健福祉部長の答弁は「仙台市は非常に大きい財政規模を持っておりますので、県内他市町村との行財政規模の相違等を踏まえまして、事業の対象外とはさせていたいておりますが、県として仙台市民を事業から外すといった考え方ではなく、仙台市民の分につきましては、財政対応力の大きい仙台市さんのほうで独自に対応していただきたいといった考え方のもとにやっております」との答えでした。これは仙台市民の一人として大変残念な気持ちとなりました。やはり、今後人口減少が進む中において、宮城県、仙台市の政策連携強化、特に独り親・子育て分野については、県内で均一的な支援が必要と考えます。財源の話が毎度のことのように出ますが、分け隔てなく支援いただきたいと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

そして、今回仙台市が特別市に名のりを上げております。最近動画を拝見するようになりましたが、簡単に言えば宮城県と仙台市は同様の権限を持つようなイメージです。寝耳に水の方も多く、まだ実態がつかめない中、今国会で提出されるような話もあります。以前から議論されている特別自治市構想ですが、今回の件は知事も把握していたのでしょうか。また、実際にこの特別市が認定された場合、県の総合調整機能、財源面、住民代表機能はどうなるのでしょうか。大きな懸念があると考えますが、この仙台市特別市構想に関する懸念事項と併せて知事の所見をお伺いします。

最後に、大綱三点目、宮城県の安全・安心なまちづくりについてお伺いします。

人口減少において交流人口を増やしていくには、宮城県がより安全で安心なまちづくりに取り組んでいるという発信が必要です。昨年九月議会において質問させていただいたヤード問題。犯罪の温床や不法外国人の労働、安全・安心の不安等を質問させていただきました。県の今後の対応をお伺いし、法整備を待つとの回答でしたが、十二月八日、七ヶ浜町のヤードにて大規模火災が発生し、長時間にわたり黒煙が塩竈市内に流れておりました。現場を視察した一人として、安全・安心管理に行政と向き合っていたのか疑問に感じる現場でもありました。まず、この長時間にわたる火災による被害状況についてお伺いします。特に、広範囲に及んだ黒煙による健康被害は発生していなかったのか、詳細な確認と結果をお示しください。

火災現場は対岸に石油コンビナートが存在するという極めて危険性の高い立地でした。もし火災が延焼しコンビナートに及ぶような事態になっていたとしたら、その被害は計り知れないものとなります。このような潜在的な危険性を鑑み、改めてヤードの設置基準や行政による指導の在り方について厳格化が必要ではないかと考えます。一方で、環境省がヤードの事業を許可制とする方針を固めたとの報道があり、国会で関連法案が成立することを強く期待しております。これは、これまで法的な規制が不十分であったヤード問題に対する大きな一歩であり、犯罪防止や環境保全の観点からも歓迎すべき動きです。しかし、国の法整備が実現したとしても、その法律に隙間が生じる可能性は否定できません。例えば、許可制度の対象とならない小規模なヤードの規制、あるいは地域特有の環境・安全面への配慮が不十分である場合などです。今回の七ヶ浜町の火災事案は、火災発生危険性、環境への影響、そして住民への安全・安心という観点から、既存の規制の限界を示したと思っております。県はこれまで国の法整備を待つ姿勢を示してきましたが、今回の甚大な火災事故を踏まえ、そして将来的に発生しうるより深刻な事態を未然に防ぐためにも、国の法整備を補完するような形で、県独自の条例強化に向けた具体的な検討と、その考え方を改めてお伺いします。

続いて、仙台バイパス六丁目交差点、近隣交差点の交通事故対策についてお伺いします。

7  
仙台バイパス六丁目交差点は、その交通量の多さ、左折・右折のレーンの多さ、曲

がるタイミング、歩道の長さから、県内最多人身事故ワーストワンとなっていました。関係機関が連携し対策会議を開き、令和三年から順次対策を実施しており、結果はいい方向に向かっているようで、安堵する一方、地域住民からは、横断歩道での移動に不安を感じています。先月も自転車に乗った女性がワゴン車との事故で命を落とす結果となつてしまいました。横断歩道の距離があること、夜間の視認性に関しては、まだまだ対策が必要と感じます。地域の方々から、最近よりこの交差点に関して不安を感じていることは、仙台工業団地跡地に大規模集客施設が来るとのことです。仙台工業団地跡地の立地を考えれば、集客施設の出入口は、若林区六丁の目、蒲町伊在寄りのところになるかと思えます。仙台方面から来て右折をする車両が増えることで、また事故が増えるのではないか、その先の蒲町交差点も迂回路として利用され、交通渋滞・事故が懸念されると地域住民からの不安の声も出ております。商業施設が来ること自体は、地域の経済効果を考えれば待ち遠しいことですが、実際交通事故が増えないように対策を講じていかなければいけません。今回、交差点での事故対策が功を奏している中、再度、昔のようなことを起こすわけにはいきません。現在、集客施設をはじめ、近隣関係者と事故対策・交通対策を進めているのか、お伺いいたします。

以上、大綱三点、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋克也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点でございます。

大綱二点目、宮城県と仙台市の連携強化についての御質問にお答えいたします。初めに、県と市の成長戦略の共有についてのお尋ねにお答えいたします。

県では富県戦略に基づき、研究開発拠点の集積や県内ものづくり企業の海外市場への展開等に取り組んでおります。また、仙台市の経済戦略においても、研究開発拠点の立地促進や地場企業の海外展開等が大きな柱として掲げられており、県市の成長戦略は、東北大学をはじめとした産学官連携をベースに方向性を一にしているものと認識しております。既に様々な連携を具体的に進めており、例えばナノテラスの運営につきまして

は、地域パートナーとして県市が参画し、研究開発拠点の集積に向けた取組を一体的に推進しております。また、テック系スタートアップの成長支援については、仙台市等と連携してテクスタ宮城を運営し、高度な技術を有するベンチャー企業の成長を後押ししているところであります。更に、台湾で行われております半導体の国際展示会に仙台市とともに出展するなど、企業の海外進出支援の取組も進めております。本県産業の国際的な競争力向上を図るためにも、引き続き仙台市と連携し、成長戦略の実現に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、仙台市と連携した防災庁誘致に関する決意についての御質問にお答えいたします。

我が県は市町村と連携しながら、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んでまいりました。その過程で蓄積してきた実践的な知見は、防災庁の誘致に当たった強みであると認識しております。こうした認識の下、昨年五月に仙台市が防災庁の誘致に名を上げて以降、県としましてもこれに呼応し、政府要望や担当大臣への要望活動を行ってまいりました。国では、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対応するため、迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、防災庁の地方機関を設置することとしており、今国会で関連予算や法案などが審議されるものと承知しております。まずは、こうした国の動向を注視しつつ、引き続き、地方機関等の我が県への設置に向け、仙台市と連携しながら積極的に働きかけてまいります。

次に、子育て政策における連携についての御質問にお答えいたします。

少子化が進む我が県において、子育て政策を充実させることは喫緊の課題であると認識しております。一方で、県内市町村の行財政規模は様々であり、仙台市のように規模が大きい自治体では、独自の子育て施策に取り組むことができますが、十分に組み合わせることが難しい市町村もあります。こうしたことを踏まえまして、仙台市と県では、これまで子育て施策におきまして、数多くの共同事業に連携して取り組んできたところであり、県といたしましては、仙台市の政令指定都市としての立場・権限を踏まえた更なる連携を進めながら、市町村の行財政規模によって受けられるサービスの平準化を図られるよう、県内全体の子育て支援施策の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、仙台市の特別市構想についての御質問にお答えいたします。

仙台市の目指す特別市は、効率的な都市経営を目的に、指定都市市長会が創設を提案している、広域自治体に含まれない一層制の地方公共団体を創設する新たな地方自治の仕組みと認識しております。指定都市市長会では、多様な大都市制度実現プロジェクトにおいて、昨年十一月に報告書や提言を取りまとめしており、特別市制度の早期実現に向け、国や国会議員、経済界等への要請活動を実施しております。一方で、国の第三次地方制度調査会や全国知事会においては、道府県の広域調整機能の低下や、道府県の財源が減少することによる周辺市町村に対する行政サービスへの影響、住民代表機能のある区の必要性などの懸念が示されているところであります。特別市のような新たな大都市制度については、道州制なども含め、あるべき地方自治の姿や国と地方の役割分担という観点から議論していくべきものと考えており、先月発足いたしました第三十四次地方制度調査会において、大都市地域における行政体制の議論が行われることも踏まえ、その動向を注視するとともに、全国知事会と連携しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、宮城県の安全・安心な子育て環境についての御質問のうち、教員性暴力等防止法に基づくデータベースについてのお尋ねにお答えいたします。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づくデータベースについては、これまでも各学校法人等に対して活用を促してきたところですが、昨年十二月に文部科学省が公表した調査結果によると、我が県における調査対象百六十法人のうち、登録数は九十一法人、活用数は四十四法人でありました。データベースの活用は、児童生徒等の尊厳を保持し、学校や幼稚園などにおいて安心して生活できる環境をつくる上で重要な仕組みであると認識しております。県といたしましては、昨年七月に行った県独自の調査で学校法人等の活用状況を把握し、未登録や未活用の法人等に対しては、登録及び活用するよう求めてきたところです。引き続き、児童生徒等が安心して通

学・通園できる環境整備に向けて、各学校法人等への働きかけに努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、宮城県と仙台市の連携強化についての御質問のうち、大規模災害発生時における仙台市との防災・減災に対する連携状況についてのお尋ねにお答えいたします。

防災対策において、地方公共団体は相互に協力・連携することが重要であり、県では、市長会や町村会と包括的な連携協定を締結しているほか、個別の業務に関しては、個々に市町村と協定を締結しております。仙台市とは応急仮設住宅建設に関する協定や帰宅困難者等の支援に関する協定、保健医療福祉調整本部における医療資源の総合的・効率的な運用など連携体制を構築し、的確な初動対応やより効果的な防災・減災対策に取り組んでいるところです。県としましては、県内市町村と引き続き緊密に連携しながら、更なる防災体制の強化を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱三点目、宮城県の安全・安心なまちづくりについての御質問のうち、七ヶ浜町のヤードで発生した火災の被害状況についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に七ヶ浜町で発生した火災については、塩釜地区消防事務組合によると、鎮火まで半日を要し、事業用地四万二千平方メートルのうち、約五百二十五平方メートルが焼失し、約千八百トンのスクラップが焼損しましたが、周辺への延焼はなかったとのことでした。火災の黒煙による大気への影響については、県内三十八か所の大気測定局で実施している大気汚染物質の常時監視によると、火災当日は、松島局及び国設笹岳局で浮遊粒子状物質及びPM<sub>2.5</sub>において濃度上昇が見られたものの、環境基準及びPM<sub>2.5</sub>の注意喚起の判断基準を大きく下回るものでした。健康被害に関しては、県では、火災翌日に七ヶ浜町とともに消防及び警察の実況見分に立会い現場確認を行い、

先月には、関係機関による合同立入りを行ったほか、情報共有のための会議を開催し、監視体制を強化しているところですが、これまでのところ健康被害に関する情報は寄せられておりません。引き続き、関係機関と連携し事業者に対する指導を強化してまいります。

次に、法律を補完する独自の条例強化についての御質問にお答えいたします。

いわゆるヤードと呼ばれる施設については、不適正な処理に起因する騒音や悪臭、火災の発生が他県においても確認されており、その適正な運営を確保することは非常に重要であると認識しております。国においては、不適正スクラップヤードへの規制を強化することを目的として、廃棄物処理法を改正の上、金属やプラスチック等の雑品スクラップを規制対象に加え、その保管処分を業として行う場合に許可制度を導入し、不適正な処理に対する罰則を設けることなどを内容とするパブリックコメントを先月から今月にかけて実施したところであり、今国会に法案が提出される見込みと伺っております。県ではこれまで、廃棄物処理法を補完するため独自の条例を制定し、施設の新設時における住民説明会の開催を義務づけるなど、地域の意見が施設の運営に反映されるよう、事業者への指導を強化してまいりました。今回の法改正においても、速やかに対応できるように、現在、他の自治体の条例について情報収集を行うとともに、業界団体から地域の実情等を確認しているところであり、引き続き、我が県の条例における規制の強化に向けて作業を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、宮城県の安全・安心な子育て環境についての御質問のうち、子供の死亡検証制度についてのお尋ねにお答えいたします。

予防のための子供の死亡検証、いわゆるCDRについては、子供の貴い命を守るため、死亡事例を多角的に検証し効果的な予防策を導き出す重要な取組であると認識しております。我が県においても、死亡原因の一つである児童虐待に関しては、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、重大事例に該当する事案が起きた場合には、社会福祉審議会の部会において重大事例検証を実施しており、検証結果については、児童虐待の再

発防止に向けた取組に活用しているところです。現在、国においては、十都道府県でのモデル事業を踏まえ、全国展開に向けた制度の在り方に関する検討会が開催され、年内を目途にその取りまとめが行われる予定となっております。国の検討会に参加している荒浜中学校の遠藤校長からは、モデル県の事例共有など、意義のある協議がなされていると伺っております。先行事例からは、御遺族の同意取得や警察等の捜査機関との情報共有、個人情報の取扱いなど、制度化に向けた課題も明らかになっております。県といたしましては、こうした課題に対する国の制度設計の議論や他の都道府県の状況も十分に注視し、モデル事業への参加も含め、CDRの実施に向けて検討してまいります。

次に、我が県の小中高生の自死の状況についての御質問にお答えいたします。

令和七年の暫定の統計では、県内の小中高生の自殺者数は公表されておりませんが、全体では三百六十七人であり前年よりも減少しております。県が把握している令和六年の自殺者数は全体で三百八十人、うち小中高生が十一人となっております。高校生は九人で、小中高生全体の約八割を占めております。高校生のうち、男性が四人、女性が五人となっており、男女で大きな差は見られません。また別の統計では、十代の死因の第一位が自殺となっており、子供や若者は様々な課題や悩みを抱えていることから、小中高生の自死対策は非常に重要なものと認識しております。

次に、こども・若者の自殺危機対応チームについての御質問にお答えいたします。

こども・若者の自死の未然防止と地域の対応力の向上を目的として、昨年七月に開始したチーム事業では、先月末時点で県立高校から九件の要請があり、精神保健福祉センターが窓口となつて、児童精神科医師や精神保健福祉士、公認心理師等の多職種チームを速やかに立ち上げ、学校への支援に当たっております。学校の対応により自死の危機を脱し支援終了となるケースも出てきておりますが、精神疾患や家族関係の問題など背景や要因が多岐にわたるため、更に個別事例の経験を積み重ねながら、チーム内で振り返りを行い、より効果的な支援の在り方を議論しているところです。チーム事業の現状や課題については、教育庁と共有するとともに、自死対策推進会議において、市町村や関係機関、民間団体にも報告し、地域全体での対応力を底上げするため、それぞれの現場での取組と連携を促してまいりたいと考えております。また、自殺統計においても、高校生の自死が多いことから、県立高校を対象とした事業を実施しながら、対象範囲や

実施体制の拡充について検討してまいります。

次に、DBS認定事業者の分かりやすい告知及び可視化についての御質問にお答えいたします。

こども性暴力防止法においては、学校や認定こども園など法律で定める性暴力防止の取組の義務がある事業者のほか、学習塾や認可外保育施設などは、民間教育保育等事業者として任意で国の認定を受けることができるとされており、国では、令和八年十二月二十五日の法の施行以降、認定事業者をインターネット等により公表することとしております。この公表により、保護者等は、児童等を預ける場として適切な事業者であるかの判断ができるようになることから、国の公表に併せて、県においても事業者の認定状況について、広く県民に対し周知してまいりたいと考えております。

次に、公的な人材紹介事業との連携についての御質問にお答えいたします。

こども性暴力防止法上、学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者は、犯罪事実確認を行わなければならないと規定され、こども性暴力防止法関連システムを使用して行う必要があります。一方で、公的な人材紹介事業者は対象事業者には含まれず、犯罪事実確認を行うことはできませんが、事業者や登録を希望する者に対する制度の周知徹底を含め、制度運用に向けた実効性ある連携方法について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、宮城県の安全・安心な子育て環境についての御質問のうち、教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況についてのお尋ねにお答えいたします。

教員性暴力等防止法に基づくデータベースにつきましては、県教育委員会においては、小中高等学校及び特別支援学校の教員採用に当たって適切に活用しているところであります。一方、県内の市町村教育委員会においては、市町村が独自に幼稚園教諭等を任用している十八教育委員会のうち、適切に活用されていたのは、六教育委員会にとどまっております。データベースの活用は、過去に児童生徒に性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための重要な仕組みであるにもかかわらず、適切な活用がなされてい

かったことに強い危機感を抱いております。このため、県教育委員会としては、十二月二十六日付けで、市町村教育委員会に対し、制度の趣旨や適切な活用について改めて通知するとともに、データベースの活用が適切に行われていなかった教育委員会に対しては、早急には是正するよう通知したところです。引き続き、児童生徒が性暴力等の被害に遭うことがないように、法の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長 杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君） 大綱三点目、宮城県の安全・安心なまちづくりについての御質問のうち、国道四号仙台バイパス六丁目交差点、近隣交差点の交通事故対策についての御尋ねにお答えいたします。

仙台バイパス六丁目交差点は、二十車線が交わる巨大な交差点のため、慢性的な交通渋滞や交通事故の発生が多い状況でしたが、これまで交通事故分析結果に基づき歩車分離式信号を導入するなど、各種安全対策を実施した結果、交通事故発生件数が大幅に抑止されました。しかしながら御指摘のとおり、先月には重大な交通事故が発生しており、現在、更なる安全対策の実施について、道路管理者と連携しながら検討しております。御指摘のありました仙台工業団地跡地の土地区画整理事業につきましては、現在、立地者と関係機関との間で、地域の交通状況等を踏まえた協議が進められているものと承知しております。県警察としては、今後、開発計画が具体化された場合には、交通への影響や地域住民の御意向等を的確に把握しながら、このような六丁目交差点の特徴を踏まえた上で、道路管理者等とも十分に連携を図り、近隣交差点を含め交通事故抑止対策を講じるよう協議してまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） 御説明いただき誠にありがとうございました。

まず宮城県の安全・安心な子育て環境についてお伺いさせていただきます。

CDRについて、保健福祉部長からも御回答頂きましたとおり、これから子供たちの死亡原因の検証というのはすごく重要になってくると思います。国も本格的に取り組

んでいくという中で、本県から荒浜中学校の遠藤先生が参加しているということは、しっかりと県もヒアリングして、実質的な取組というのを進めていただきたいと思っております。部長からも答弁で頂いたとおり、このCDR、調べれば調べるほど大事でありますし、課題として大きいのは、自分もそうですけど、子供が亡くなったときに、自分の子供の死亡の検証を、例えば行政に、例えば警察に、例えば消防に出すというのは、すごくプライバシーに関わることでもありまして、そこが一番大きい課題でありますけれども、そこは県が総合調整機能を持って、皆様と連携して進めてほしいと思います。改めて部長にお伺いしたいのですが、このCDR、福島県が今取り組んでいるというのを把握しているのですけれども、本年度も国がモデル事業を募集しているということですが、宮城県にぜひ手を挙げていただきたいところ、改めてお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） お答えします。今、十の都道府県でモデル事業を実施しているということでした。その結果なり取組の内容・成果、そういったものをしっかりと我々としても検証しながら、手を挙げることも含めて検討してまいりたいと思っております。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） ぜひ進めていただきたいと思います。

また、日本版DBSに関連して教育長からお話をいただきました。また総務部長からもお話いただきましたけれども、県内の教育委員会で十八教育委員会中、六教育委員会、学校法人のほうだと百六十法人のうち四十四法人、数字的に極めて利用・活用率が低いなと思うのですけれども、これは令和八年度内に一〇〇%を達成する、利用できるというような見込みと信じてよろしいのでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 県教育委員会といたしましては、今回の結果を受けまして強い危機感を抱いたということで、市町村教育委員会に対して速やかに通知を行って、早急の是正を求めたところでありますので、市町村におきましては適切に今後活用されていくものと認識しております。

○副議長（村上久仁君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 今年度調査した結果、まだ、登録あるいは活用していない法人が分かりましたので、そういった法人に対して、ぜひ登録・活用するよう働きかけを行いました。その結果、できる限り早く登録・活用したいという御返事も頂きましたので、次の調査のときには、一〇〇%になるように頑張ってくださいませけれども、一〇〇%に近づくように、働きかけを進めていきたいと思っております。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） ぜひ、一〇〇%に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

それに関連して、今回お話しさせていただきましたDBSのことですが、先ほど答弁頂きましたとおり、事業者、例えば幼稚園・こども園の人たちはその制度を活用できる。ただ、許認可いただいた、例えば、習い事だったりスポーツ施設というのは、自分たちが届出しなければいけないところで、この制度の活用に関しては、基準が曖昧なところがございます。今回、ある幼稚園の先生とお話しさせていただいたところ、県の課題としてお話もさせていただきましたが、保育士が足りない、引く手あまただといろんな保育士の人が手を挙げたら雇いたい。でもその人がどういう犯罪歴、罪を犯していたか、自分たちはそこを開示するのに少しためらってしまうところがある。宮城県が運営を委託している、例えば宮城県保育士人材バンクを含めて、そういうところとの連携をしっかりとりたいというような要望がありました。今回そういう意味では、宮城県が運営を委託している保育士人材バンクはこのDBSを活用するけれども、例えば、一般的な保育士の人材紹介のところでも、宮城県が何らかの関わり方をして、DBSの許認可をとっていただいている、そういうところに登録しているような人材バンクを進んで活用するように、県内各地の幼稚園、保育園、こども園、宮城県私立幼稚園連合会を含めた、参加している皆様に広報してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御指摘にありました例えば人材バンクで紹介を受けた方が、人材バンク自体ではそういった認定を受ける対象の事業所に今は含まれていないといったことですので、紹介を受けた方を採用して、採用する側においてチェックをし

たら引つかかったといった事例が出てくるのでは、制度の動かし方としては非常にまずいものがあると思いますので、今年十二月の法施行を含めて、その辺の具体的な取組内容、周知の在り方について我々としても深めて検討していく必要があるかと思っておりますけれども、併せて答弁申し上げますとおり、今、事業の対象外になっているものについての連携体制の在り方についても、併せて検討して万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） しっかりと、宮城県がこの安全・安心を担保しているということに付加価値があるかと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

その上で仙台市との連携強化について、知事、ちょっとお伺いしたいのですが、仙台市特別市構想、今、動画でも配信を始めております。改めてこの仙台市特別市構想に関して、今この場では是非か問うわけではないのですけれども、特別市に仙台市が名をりを上げている、これに関して率直にどう思うか、お伺いします。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど答弁の中で課題を申し上げましたけれども、いろいろ協議をしなければいけないことはたくさんあるだろうと思っております。また、道州制といったようなことを議論するというのも、また別の観点ですけれども、必要かというふうに思っております、これだけ社会が成熟しているわけですから、どういう仕組みが一番いいのかということも、もう一回ゼロベースで考えるべきだろうと思っております。この特別市構想、いろいろお話をしておりますら、全国の政令指定都市の首長さんの中でもかなり温度差があつて、川崎市の市長さんなんか非常に熱心で、その人が先頭に立ってやっているのですが、そんなにまでというような市長さんもありおられるようでもありますので、意見が全部しつかりまとまっているわけではないだろうなというふうに思っております。何となくそれに引っぱられていくような感じだと思っております。全国知事会も、こういったことを人任せではなくて、国任せではなくて、自分たちも考えようやというのを今お話ししておりますので、全国知事会としても、こういったようなことについて考えるものを今後つくっていくことになるだろうというふうに思っているところがあります。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） 特別市構想に三つの課題があると言われておりまして、特に神奈川県、御存じかと思いますが、相模原市、川崎市、横浜市、三つの市が神奈川県から出ていくというような表現をされております。神奈川県は明確に今回の特別市構想に反対しております。分断を招くというような表現をしております。先ほど午前中の質問でもありましたけれども、石川光次郎議員から例えば港の話、かつち議員から病院再編成のお話、総合調整機能で県が関わる事業が宮城県は特に多いと思っております。そういう意味を勘案しましても、今回、宮城県がこの仙台市の特別市構想に、前向きに後押しをする、そういうようなことは、ここは個人的な見解になりますけれども、あんまりないのでないかなと、東北地方ではそういうこと、あまり考えられないのではないかなと個人的には思っておりますけれども、総合調整機能の面で知事のお考えをお伺いしてよろしいでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 仙台市も大切な自治体の一つですけれども、当然残り三十四の市町村があるわけありますから、全体のバランスを考えながら調整をしていくというのは非常に重要なことだと思います。それはなかなか、仙台市さんがやれと言ってもできないことでもありますので、これは県の役割として非常に大きな役割だろうなというふうに思っています。宮城県の中にもう一個宮城県をつくると、仙台市という県と同じ力を持ったものということになると、なかなかそういうことができづらくなるのは間違いないだろうなというふうに思っております。四十七人の知事の中には、政令指定都市の市長出身の知事さんも三人おられます、大阪府の吉村さん、それから静岡県の鈴木知事さんは浜松市の市長でありました。それから千葉県の熊谷さんが千葉市の市長出身でありまして、そういった政令市出身の知事さんもおられますので、そういった人たちも含めて、いろいろ協議ができればいいのではないのかなというふうに私は今考えているところであります。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） いろいろな首長さんの思いがあるかと思しますので、そこはひとえに言えませんが、今回懸念している一つが、財源面の話になっております、

県内各市町村長から頂いているところ、宮城県が徴収して、均一に幅広く行政サービスを配分していく、そういうふうに認識しておるのですが、仙台市が例えば特別市で抜けたらなくなった場合、宮城県の税収も減っていく、そういうような認識でよろしいでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そうなると思いますが、同時に特別市の財政的な負担も物すごく大きくなります。当然ですけれども、あんパンのあんこだけ食べるというわけにはいかないのです、全体を食べていただかなければならないということになりますから、これ相当負担も重くなるということの覚悟——おいしいとこだけ、あんこだけ食べさせてくださいというわけにはいかないと思いますので、これは全体のバランスをとっていかなければいけませんので、簡単な問題ではないだろうかと、そんなに簡単に特別自治市が、法案のたたき台を出したから、国がそれに乗っかって、法案を改正するといったようなことにはならないだろうなというふうに私は思っていますとこであります。かなり難しい問題だと思えます。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） その上で、仙台市と特別市に関する、二人だけのお話みたいなことはしたことがあるのでしょうか。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） この間の知事選挙の前に、郡さんとお話をしたときには、この話もございました。郡さんは何が何でも特別市にしようということではなくて、よく話し合っていかなければいけませんねと、ただ、政令指定都市の多くは特別市構想というのは前面に出しておりますので、そこは当然私としてもそういう主張をすることになりますのでよろしくお願ひしますというような感じで、具体的に何がどうしてというような話はしていないのですが、郡さんからそういう話があったのは事実でございます。

○副議長（村上久仁君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） ぜひ二人の話は、幅広く皆様にお伝えいただいて、しっかりと議論をこれからもしていただきたいと思えます。これからの宮城県では必ず仙台市が必要となってまいりますので、その連携強化を引き続きお願い申し上げ、私からの質

問とさせていただきます。ありがとうございました。